

登園届(保護者記入)

伊丹ひかりの木保育園 ・ 伊丹ひかりの木保育園昆陽(該当園にアンダーライン)

児童名 _____

病 名 [インフルエンザ A 型 / B 型 / 不明]

*該当するものに○を付けてください

受 診 日 [令和____年____月____日]

医療機関 [_____]

「発症した後、5 日を経過し」かつ「解熱後 3 日経過していること」をみだし、児童の健康が回復したため、登園いたします。

【経過】

発症日 ※無症状の場合は、診断日が発症日となります。

日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日に○をする									
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱した日に○をする									

保護者名 _____

保護者様

一般社団法人いちかり
伊丹ひかりの木保育園・伊丹ひかりの木保育園昆陽

インフルエンザの感染による「登園届」について

拝啓 春暖の候、保護者の皆さまにおかれましてはますますご壮健のことと存じます。

さて、幼稚園・こども園・保育所(園)は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場であるため、感染症が発生した場合は、感染拡大のリスクが高くなります。

園児がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法施行規則に規定する登園停止の期間の基準に準じて、感染のおそれがなくなるまで、登園停止させることができるようになっていきます。これに基づき、発症から5日を経過し、かつ、解熱日から3日を経過するまで登園することはできません。つきましては、インフルエンザに罹患した場合、保護者の方が登園届を記入し、園へご提出ください。

【インフルエンザと診断された際の出席停止期間について】

・発症した後 5 日かつ解熱をした後 3 日を経過するまで(発症日は 0 日と数えます)

例	発症日↓	発症後、最低 5 日間は登園できません							
		1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
日にち	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
解熱した日に○をする	発症	○	解熱 1 日目	解熱 2 日目	解熱 3 日目		登園 可能		
日にち	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9
解熱した日に○をする	発症				○	解熱 1 日目	解熱 2 日目	解熱 3 日目	登園 可能
解熱後 3 日を経過するまでは、登園できません									

【登園を再開する際に必要なもの】

・登園届(保護者記載)

伊丹市の使用している登園届に準じています。